



島根県報

令和5年7月4日（火）

号外第80号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

告 示**島根県告示第469号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	木次直江停車場線	雲南市木次町里方1370番59地先から同番46地先まで	前	メートル 7.53～ 46.15	メートル 310.70	雲南県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	12.36～ 122.75	310.70	

島根県告示第470号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番2地先から同117番2地先まで	前	メートル 10.00～ 29.05	メートル 113.29	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	9.60～ 35.69	113.29	

島根県告示第471号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	海潮穴道線	松江市宍道町上来待2450番1地先から同2440番2地先まで	メートル 262.00	令和5年7月4日	松江県土整備事務所	